

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年2月7日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院  
理事長 森 裕二

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札（業務）件名

寝具・白衣・オペリネン・カーテン等賃貸借及び洗濯業務委託

#### (2) 業務内容

※文中の別紙資料は本件公告資料受取り時に配布する。

##### I 寝具類等の賃貸借

- ① 受注者は、寝具類賃貸借に使用する資材の供給（搬入出を含む）並びに洗濯、消毒、検査、補修、及びその他業務を行うものとする。
- ② 医療法及び医療法関係法令を遵守し、衛生的かつ清潔な寝具類の運用を行う。
- ③ 寝具類の規格・寸法・交換回数・仕上げ条件については、別紙資料1-1～1-5を参照し、それに基づき資材の用意及び運用をする。
- ④ 寝具類の運用目安組数は下記のとおりとする。
  - ・ 入院患者用寝具…360組
  - ・ 透析用寝具…33組
  - ・ 健康管理センター用特別室寝具…6組
  - ・ 当直職員用寝具…20組
  - ・ 外来処置用寝具…20組
- ⑤ 発注者への寝具類の納品・回収は週1回とする。
- ⑥ 寝具類について在庫管理を行い、受注者は寝具類の不足が生じないよう予備分を院内リネン室に用意しておくこと。予備分の数量は発注者と受注者で協議する。

##### II 新生児用肌着・防水シート・タオルケットの賃貸借

- ① 受注者は、新生児用肌着・防水シートの賃貸借に使用する資材の供給（搬入出を含む）並びに洗濯、消毒、検査、補修、及びその他業務を行うものとする。
- ② 新生児用肌着の仕様は別紙資料2のとおりとする。
- ③ 防水シート・タオルの仕様は別紙資料3のとおりとする。
- ④ タオルケットの仕様は別紙資料4のとおりとする。
- ⑤ 新生児用肌着の発注者への納品・回収は週3回とする。
- ⑥ 防水シートの発注者への納品は週1回、回収は週2回とする。
- ⑦ バスタオル・フェイスタオルの発注者への納品・回収は週3回とする。
- ⑧ タオルケットの発注者への納品・回収は週1回とする。

##### III 検診衣・タオル類の賃貸借

- ① 受注者は、検診衣・タオル類の賃貸借に使用する資材の供給（搬入出を含む）並びに洗濯、消毒、検査、補修、及びその他業務を行うものとする。
- ② タオル類の仕様は資料5-1のとおりとする。
- ③ 検診衣の仕様は別紙資料5-2～5-3のとおりとする。
- ④ 検診衣の運用目安組数は次のとおりとする。  
検診衣（上・下）…各360組  
※組数に関しては、業者決定後、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ 検診衣・タオル類の納品・回収先は、健康管理センターとする。
- ⑥ 検診衣・タオル類の納品・回収は週3回とする。

#### IV 白衣・マタニティウェア（妊産婦用）の賃貸借

- ① 受注者は、白衣・マタニティウェア（妊産婦用）の賃貸借に使用する資材の供給（搬入出を含む）並びに洗濯、消毒、検査、補修、畳み及びその他業務を行うものとする。
- ② 1人あたりの白衣貸与枚数は5枚1組を基本とし、その仕様及び内訳明細は、別紙資料6-1～6-12のとおりとする。
- ③ 白衣等の納品・回収は、週2回とし、回収した白衣は補修や再洗が必要な場合を除き、1週間以内に納品するものとする。
- ④ 「看護師女性上 夜」の白衣は地階女子更衣室に発注者が設置する棚、「看護師男性上夜」の白衣は発注者が指定する場所において、週2回納品・回収を行うこととする。なお、救急・総合診療科及びICUについては、毎朝発注者が同更衣室に設置する洗濯物入れカートから回収し、毎夕同更衣室の棚にサイズ別に納品すること。
- ⑤ マタニティウェア（妊産婦用）が必要となった場合は、マタニティ用の白衣を貸与するものとする。
- ⑥ 白衣（資材）には、個人識別タグ等を貼付け、個人管理や洗濯工場での入出庫管理を行うものとする。
- ⑦ 再使用可能な白衣に関しては、中古活用を行う。

#### V オペリネン賃貸借

- ① 受注者は、オペリネン賃貸借に使用する資材の供給（搬入出を含む）並びに洗濯、消毒、検査、補修、滅菌、及びその他の業務（以下「付帯業務 ア）～キ）」という。）を行うものとする。
- ・付帯業務
    - ア) 回収・洗濯・消毒・検査・補修・滅菌・納品までの一連業務を一括して行うものとするが、その一部又は全てを第三者に委託する場合は発注者の許可を得ること。
    - イ) 使用済み製品の回収は、発注者指定の場所（地下1階不潔リネン室）に毎週3回訪問し、回収専用リネンバッグを使用し、回収すること。
    - ウ) 洗濯・消毒は、クリーニング業法（第三条第三項第五項）の規定により行うこと。
    - エ) 検査は、耐水圧測定器を用いる耐水圧検査とライトテーブルを用いるピンホール検査があり、前者は定期的、後者は毎回全ての製品に行うこと。
    - オ) 補修は、縫製による補修ではなく、熱圧着シート（防水性があり、かつ高压蒸気滅菌装置に耐えられるもの）による補修を行うこと。

カ) 滅菌は、全て高圧蒸気滅菌装置にて滅菌し、供給すべき手術用ガウン等は、使用者等に不快感を与えるものや不衛生なものは供給補充しないこと。

キ) オペリネン製品の納品については、発注者指定の場所に毎週3回訪問し、納品専用コンテナに入れて納品すること。

② オペリネン賃貸借に使用する資材は、撥水性、防水性、制電性、抗菌性に優れ、塵埃の要因となるリントの発生を極力抑える素材であるものとする。

(※詳細は、別紙資料7-1~7-9のとおりである。)

## VI 発注者所有品の院外洗濯業務

① 受注者は、発注者所有品の洗濯、消毒、検査、搬入出及びその他の業務を行うものとする。

② 発注者所有品の院外洗濯における対象品は別紙資料8のとおりとする。

③ 発注者所有品の院外洗濯に関する納品・回収は週2回とする。

④ 発注者所有品の納品回収を行う際は、種類別に枚数を明らかにして伝票を発行すること。

⑤ 洗濯物のシミ抜きについては血液、ボールペン、マジックインク等のシミ抜き作業を行うこととし、洗濯物の素材を傷めてしまうような深刻なマジックインク等のシミ抜きについては、その素材の状況により随時協議するものとする。

⑥ 作業工程中の不注意により、洗濯物の損傷又は紛失した場合は、無償で修理又は弁償を行う。

## VII カーテン賃貸借業務

① 品質及び規格に関する事項

ア) 商品仕様に関しては別紙資料9-1~9-2のとおりとする。

イ) サイズ・数量・設置場所に関しては別紙資料9-3~9-17のとおりとする。なお、資料に記載のメーカーは既存であり、新規カーテンについてはメーカーを問わないものとする。

② 定期メンテナンスに関する事項

ア) 契約期間中で12ヶ月毎1回、合計4回実施すること。

イ) カーテンクリーニングに際しては、カーテンの取り付け・取り外しから、クリーニング中の代替カーテンの取り付けまで全て行うこと。

ウ) 洗濯期間中は、クリーニング済の予備カーテンを使用し発注者に迷惑がかからないよう措置を講ずること。

③ 臨時クリーニングに関する事項

ア) 本契約にかかるカーテンが汚物で汚染された場合、臨時クリーニングを無償にて行うものとする。

イ) 洗濯期間中は、クリーニング済の予備カーテンを使用し発注者に迷惑がかからないよう措置を講ずること。

ウ) 臨時対応用のカーテンを発注者と協議のうえ用意すること。

## VIII 基本的事項

① 賃貸借物品と発注者所有の緊急性を要しない洗濯物の洗濯業務は、院外にある専門施設で行うこと。また、施設は医療法施行令規則第9条の14第2号から第9号に規定された以

下に掲げる基準を全て満たしてなければならない。

ア) 洗濯施設は隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。

イ) 寝具類の受取場、洗濯場、仕上げ場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さと構造を有し、かつ、それぞれが区分されていること。

ウ) 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。

エ) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。

オ) 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。

カ) 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。

キ) 寝具類の受取場及び引渡場は取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。

ク) 寝具類の運搬手段については、衛生上適切な処置を講じていること。

② 洗濯・消毒等の基準及び使用する洗剤等に関しては、洗濯物の種類用途に応じ、双方協議して定めるものとするが、平成5年2月15日指第14号の厚生省健康政策局指導課長からの通知文の「第8患者等の寝具類の洗濯の業務について」に記載された衛生基準を満たすこと。(本文に記された別添1の「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」を遵守すること。)

③ 病毒感染の危険のある基準寝具類や血痕、膿分泌物、糞便等に汚染されたりネン類は、発注者でビニール袋に入れた状態で回収場所に置くので、開封することなく発注者から搬出するものとする。

④ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第5項までに規定する感染症等の病原体により汚染されているリネン類(汚染されているおそれがあるものを含む)については、発注者が消毒等で処理した後に引き渡すものとする。

⑤ 診療用放射線同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、発注者において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し安全性を確認するものとする。

⑥ 検診センターで使用する寝具類の集配場所については、地階リネン庫とする。

⑦ 新型コロナウイルス等の感染リスクのあるリネン類を消毒可能な設備(オゾン消毒器等)を有し、必要時には適切に対処すること。

⑧ 賃貸借品及び洗濯物の納品・回収場所について、発注者の運用変更により場所が変更となった場合は、柔軟に対応すること。

## IX 院内リネン室管理業務

### ① 業務時間

08:30~17:00

### ② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日~1月3日)

※ただし、連休が4日以上の場合は発注者と協議のうえ業務を行うこと。

※賃貸品及び洗濯品の納品・回収がある日が祝日の場合は午前中業務を行うこと。

### ③ 業務内容

ア) リネン類の汚品数をカウントし、交換必要数を賃貸借受託業者に連絡する。

- イ) 洗濯済み各種貸借リネン類の受取・検品・収納。
- ウ) 発注者所有の院外洗濯品の汚品数カウントを行う。
- エ) 院内洗濯室で仕上げたタオル類を3階と7階に搬送する。
- オ) 洗濯済みの白衣類を受取、数量確認後、病棟・外来等の棚に仕分け収納する。
- カ) 清潔リネン室の整理・整頓。
- キ) 不潔リネン室の清掃。
- ク) ズボンのゴム通し・ボタン付などの簡易な白衣補修。
- ケ) 年2回の靴、靴下、インナー支給時の対応。
- コ) 入職時の白衣合わせの対応。
- サ) その他院内リネン室管理業務に付随する業務。

#### X 発注者地階洗濯室における発注者所有物品の洗濯業務

##### ① 業務時間

08:30～17:15

##### ② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

※ただし、連休が4日以上の場合は発注者と協議のうえ業務を行う。

##### ③ 院内洗濯室設備内容

家庭用洗濯機8台・家庭用乾燥機5台・業務用洗濯機2台・業務用乾燥機2台

##### ④ 業務内容

- ア) 洗濯物の取扱いは丁寧に行い、洗濯、脱水、乾燥、折りたたみ等、仕上げに遺漏のないよう実施するものとし、汚れの著しいものについては、漂白剤・洗浄強化剤を用いて再処理を行うものとする。
- イ) 色柄生地を漂白する場合は酸素系漂白剤を用いるなど、生地を損なうことのないよう十分注意する。
- ウ) 仕上がった洗濯物は各科ごとに洗濯室内の所定の場所に保管するものとする。
- エ) 洗濯室は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。
- オ) 洗濯設備及び機器については適正に使用できるよう始業時確認しておくこと。
- カ) 使用中の機器に異常を認めた場合は速やかに発注者担当者に報告すること。
- キ) その他洗濯業務に付随する業務。

##### ⑤ 洗濯物の種類

※別紙資料10のとおりとする。

#### XI 院内で従事する業務における受託業者の従業員の体制

- ア) 受注者は本仕様書に記した業務を完全に履行できる知識・経験者と必要数の従業員を確保すること。
- イ) 受注者は、業務処理上の責任者を定めるものとする。
- ウ) 受注者は、業務に従事する従業員に対し、発注者が認めた名札を着用させなければならない。
- エ) 受注者は、業務に従事する従業員の健康管理に努め、少なくとも年1回の健康診断を行うこと。

オ) 受注者は、従事者がウイルス感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。

XII 本件において生じた廃棄物は、受注者の責任の下、すべて廃棄を行うこと。なお、廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき分別解体及び特定建設資材の再資源化について適切な処置を行う他、地域の条件及び環境に配慮し適切に行うこと。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(4) 履行場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番  
地方独立行政法人徳島県鳴門病院

(5) 入札方法

一般競争入札

2 入札及び開札執行の日時と場所

(1) 日時

令和5年2月20日（月曜日）午前10時00分

(2) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番  
地方独立行政法人徳島県鳴門病院3階会議室

3 落札者の決定方法

(1) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する品質、機能等の基準を全て満たしている提案をした入札者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、その者を除き当該契約に係る入札を再入札とすることがある。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

実施規程第36条第1項に規定するとおりとする。ただし、実施規程第39条第1項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 実施規程第7条第1項に規定する徳島県の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定によって新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

- (2) 実施規程第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札しようとする調達機器等の仕様及び工事業務等に必要な資格等を証明する書類(詳細は仕様書等による。)を5の(5)に示すとおり提出ができる者であること。
- (4) 本件入札に参加しようとする者は、5の(1)及び(3)に該当する資格を証明する書類を提出し審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (5) 5の(4)に関する確認資料の受領期限、提出場所及び方法
  - I 受領期限  
令和5年2月13日(月曜日)午後4時必着
  - II 提出先  
9の(4)のIに示す場所
  - III 提出方法  
持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。)

## 6 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - I 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
  - II 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
  - III 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
  - IV 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
  - V 入札書に記名押印がないとき。
  - VI 入札書の記載事項の確認ができないとき。
  - VII 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
  - VIII その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

## 7 入札又は開札の中止による損害に関する事項

- (1) いかなる場合においても、入札参加者もしくはその代理人が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人又は落札者となった者が負担する。

## 8 落札の無効

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
- (2) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

## 9 その他の事項

### (1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額(消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。)として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨を、契約書に明記する。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 仕様書及び入札説明書の交付

I 交付場所

郵便番号：772-8503

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L : 088-683-0011 (内線番号 1385)

F A X : 088-683-1860

E-mail : [shisetsu@naruto-hsp.jp](mailto:shisetsu@naruto-hsp.jp)

II 交付期間

令和5年2月7日(火曜日)から令和5年2月13日(月曜日)の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

(5) 入札に係る質疑

I 質疑の問い合わせ先

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L : 088-683-0011 (内線番号 1385)

F A X : 088-683-1860

E-mail : [shisetsu@naruto-hsp.jp](mailto:shisetsu@naruto-hsp.jp)

様式は法人の準備したもの。

II 受付期間

令和5年2月7日(火曜日)から令和5年2月13日(月曜日)の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

**【本件担当、連絡先】**

住 所：〒772-8503 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

担 当：地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設整備企画課  
(入札担当：青木、大谷、石井)

T E L : 088-683-0011 (内線番号 1385)

F A X : 088-683-1860

E-mail : [shisetsu@naruto-hsp.jp](mailto:shisetsu@naruto-hsp.jp)

以上